

差し押さえ(滞納処分)の流れ ＜給与の場合＞

納税通知書の発送
(税額と納期限の決定)

滞納
(納期限までに納付がない)

督促状の発送

納期限を過ぎてから20日以内に督促状を発送します。また、**納期限を過ぎると延滞金が生じる場合があります。**

電話によるお知らせ

納期限が過ぎても市税の納付の確認が取れないかたに対し、「川口市納税催告センター」から電話でお知らせします。

催告書の発送

督促状の発送後に納付が確認できない場合は、催告書による催告を行います。

勤務先への調査

市税を納める資力があるかを確認するため、勤務先に対して給与支払額などの調査を行います。

差し押さえ(滞納処分)

国税徴収法で規定する金額(最低生活費などを控除した金額)を差し押さえます。



埼玉県と県内63市町村の合言葉

ストップ!

滞納

10月～12月は滞納整理強化期間

市税は、「市民の皆さんの暮らしを支える」貴重な財源です。多くのかたは納期限までに納税しており、市税全体の収納率も平成25年度の90.6%から令和7年度は98.3%（決算見込み）と年々上昇しています。

その一方で、ごく一部のかたが滞納している状況です。市税を納める資力がありながら納めないかたは、納期限までに納税しているかたとの公平性を欠くため、許されるものではありません。

本市では、市税の滞納に対し、「ストップ!滞納」を合言葉に、近隣の蕨市、戸田市や川口市税事務所と連携して、滞納者の給与や売掛金などの差し押さえを集中的に行います。

財産の差し押さえ(滞納処分)

地方税法では、市税を滞納した場合、財産を差し押さえて徴収しなければならないと定められています。

差し押さえられた財産は、所有者が自由に処分できなくなり、市がその処分の権利を得て、財産の売却や権利を行使して徴収した額を市税に充当します。

差し押さえる財産は、預貯金だけでなく、不動産や自動車、滞納者の給与なども対象となります。

納税が困難なときはご相談ください

次のような事情で納期限までに納税することができない場合は、お早めにご相談ください。

- 病気やけがで働けなくなり、貯金などもなく生活が成り立たない。
- 災害や盗難で多額の損害を受けた。

問い合わせ…納税課 ☎048-259-7949 FAX 048-259-4967

国民健康保険に加入している皆さんへ

特定健診・国保人間ドック

※年度内に特定健診または国保人間ドックどちらか1回の受診となります。

期間 令和9年
2月28日(日)まで

※終了間際は大変混み合います。早めの受診をご検討ください。

場所 市内の指定医療機関

特定健診
手軽に **0円**
血液検査、尿検査、心電図検査などが受けられます。
費用 **無料**(40～74歳)

国保人間ドック
有料でもっと詳しく
特定健診の内容に加え、胸部レントゲン検査、胃・食道などの検査、肝炎ウイルス検査など詳しい検査を行います。
費用 **9,900円**(30～64歳) **6,600円**(65～74歳)

未受診のかたに

特定健診または国保人間ドックを未受診のかたに案内はがきをお送りしています。
ぜひ受診しましょう!

9月に発送済み



定期的に通院されているかたに

令和8年度の特定健診または国保人間ドックを未受診で、定期的に通院されているかたにお送りします。かかりつけ医を通じて特定健診の検査項目に相当するデータを提供いただくことで、特定健診を受診したとみなすことができます。

提供いただいたかたには後日特典をお送りします。

10月下旬に発送予定



問い合わせ

特定健診コールセンター
(令和9年2月28日まで)

☎048-400-2993

(9:00～20:30 土・日曜、祝・休日でも対応 ※年末年始を除く)



▲市ホームページ